

広島県告示第三百六十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定によって、次の水位周知河川について洪水浸水想定区域を指定する。

その指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を示した図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び河川課並びに各河川区間担当建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

なお、平成十八年広島県告示第三百八十七号（浸水想定区域の指定）、平成二十年広島県告示第五百七十七号（浸水想定区域の指定）、平成二十年広島県告示第八百十三号（浸水想定区域の指定）（一級河川芦田川水系指定区間芦田川、二級河川沼田川水系天井川及び二級河川和久原川水系和久原川に係る部分に限る。）、平成二十年広島県告示第千二十九号（浸水想定区域の指定）（二級河川二河川水系二河川、二級河川永慶寺川水系永慶寺川、二級河川御手洗川水系御手洗川、二級河川可愛川水系可愛川及び二級河川岡ノ下川水系岡ノ下川に係る部分に限る。）及び平成二十二年広島県告示第二百七十六号（浸水想定区域の指定）（二級河川沼田川水系仏通寺川、二級河川沼田川水系梨和川、二級河川沼田川水系菅川及び二級河川西野川水系西野川に係る部分に限る。）は、廃止する。

令和三年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

洪水浸水想定区域を指定する水位周知河川

河川の名称		河川の区間		担当建設事務所
二級河川八幡川水系八幡川	右岸	広島市佐伯区千同（新岡の下橋）から広島市佐伯区楽々園（海）まで		広島県西部建設事務所及び広島県西部建設事務所廿日市支所
	左岸	広島市佐伯区五日市町大字上河内（魚切ダム）から広島市西区商工センター（海）まで		
二級河川岡ノ下川水系岡ノ下川	右岸	広島市佐伯区千同（新岡の下橋）から広島市佐伯区美の里（海）まで		〃
	左岸	広島市佐伯区荒蒔九一六番地先から呉市焼山松ヶ丘一丁目七二五番三地先まで		
二級河川二河川水系二河川	右岸	呉市栃原町字幸向一三五番二地先から呉市焼山町字此原一〇七二〇番一五地先まで		広島県西部建設事務所及び広島県西部建設事務所呉支所
	左岸	呉市上二河町七九番地先から呉市宝町七番一地先（海）まで		
二級河川二河川水系二河川	右岸	呉市荘山田村字青山一一七一〇番地先から呉市築地町一番三地先（海）まで		広島県西部建設事務所呉支所
	左岸			

二級河川和久原川水系和久原川	
右岸	左岸
三原市中之町六丁目(西田橋)から三原市城町三丁目一三番一〇地先(海)まで	三原市中之町七丁目(西田橋)から三原市古浜二丁目一二番地先(海)まで
〃	